

スタートアップ起業支援事業補助金における補助事業者 公募要領

本公募は、予算成立及び地域未来交付金(地域未来推進型)の交付決定並びに補助金交付要綱の改正を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立決定後及び国の交付決定後に効力を生じるもので、県議会において予算案が否決された場合、又は本事業に係る国の交付決定がなされなかつた場合若しくは交付決定額に変更があつた場合は、交付決定を行わない又は交付決定額を変更することがありますので、予めご了承ください。

沖縄県では、令和8年度スタートアップ起業支援事業(以下「本事業」という。)を実施するに当たり、本事業の補助金を活用し、起業支援金の交付及び伴走支援等の業務を行う執行団体を以下の要領で広く公募する。

1 事業名

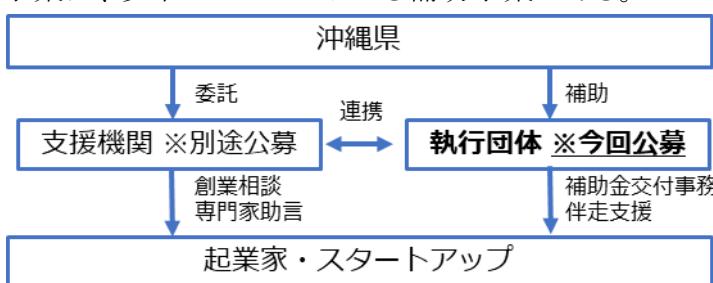
令和8年度スタートアップ起業支援事業

2 事業目的

本事業は、沖縄県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して起業をする者に対して、起業に必要な経費の一部(以下「起業支援金」という。)の支給及び事業の成長を加速するための経営面等に係る各種支援(以下「伴走支援」という。)を行うことにより、スタートアップの創出を図り、沖縄県における新たな産業の創出及び社会課題の解決を促進することを目的とするものである。

3 事業スキーム

本事業は、以下のスキームによる補助事業である。



4 応募者の資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1) 沖縄県内に本店又は主たる事務所を設置していること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 沖縄県が取り組んでいる中小企業支援策等について深く理解し、別添スタートアップ起業支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)及びスタートアップ起業支援事業補助金実施要領(以下「実施要領」という。)に基づく業務内容を的確に遂行するに足りる組織、人員等を有していること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について、十分な管理能力を有している法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの条件を有していること。
- (4) コンソーシアムの場合は、構成員で協定を締結すること。
- (5) コンソーシアムの場合は、管理法人を1社置くものとし、代表法人が応募するものとする。
- (6) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。また、コンソーシアムの構成員は、法人単体で応募することはできない。
- (7) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項(※)の規定に該当しない法人であること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある法人ではないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (9) 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (10) 社会保険(労働保険、健康保険及び厚生年金保険)に加入する義務がある者については、これらに加入していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (11) 労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。
- (12) 業務進捗状況又は業務内容に関する打合せに迅速かつ円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、代表法人が業務全体の管理運営、構成員相互の調整、経理事務等を主体的に行う母体としての役割を担うこと。

※地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第1項各号に掲げる者

5 事業内容

別添要綱及び実施要領を参照すること。

6 企画提案上限額及び補助対象経費

- (1) 補助金額の上限は 26,298,000 円(消費税及び地方消費税抜き)とする。ただし、その内訳は以下のとおりとする。

- ① 起業支援金: 20,000,000 円
- ② 事務経費: 6,298,000 円

- (2) 経費区分及び補助対象経費

経費区分		補助対象経費
①起業支援金	新たに起業する者が起業に必要な経費に対し、2分の1以内(最大 200 万円)を補助することに要する経費	人件費※ ¹ 、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費、マーケティング調査費、広報費、その他知事が必要と認める経費 ※ ¹ 交付決定を受けた事業者の当該事業に直接従事する従業員に対して支払う給与・賃金に限り、代表者や役員等の人事費を除く。
②事務経費	公募から採択までの業務を含めた一連の執行業務に係る経費	人件費※ ² 、事務所等借料、謝金、旅費、会議費、借料、通信運搬費、水道光熱費、消耗品費、雑役務費、外注費、委託費、広報・周知費、その他の経費(伴走支援など当補助事業の実施に当たって必要となる経費)
	起業に関する伴走支援業務に係る経費	※ ² 補助事業に直接従事する従業員に限る。

※ ①、②間での配分の変更は規模を問わず認めない。

7 補助事業の実施期間

交付決定日から令和9年2月 28 日(日)まで

※ 起業支援金は、原則として、確定検査終了後、補助事業年度の2月末までに支払うこと。

8 応募の手続き等

(1) 質問書の提出

ア 受付期間 公募開始日～令和8年2月 26 日(木) 15 時必着

イ 提出方法 質問書【様式 10】によりメールで提出すること。

ウ 送付先 <startup(at)pref.okinawa.lg.jp>(担当メールアドレス)

※(at)は@に置き換えてください。

※メール件名に「スタートアップ起業支援事業補助金に関する質問」と記載お願いします。

エ 回答方法 産業政策課ホームページに掲載し、最終回答は令和8年2月 27 日(金)までに行う予定。

(2) 参加意志表明書の提出

ア 受付期間 公募開始日～令和8年3月 2 日(月) 15時必着

イ 提出方法 参加意志表明書【様式 11】によりメールで提出すること。

※ 本事業の企画提案に参加できる者は、あらかじめ参加表明を行った者に限る。

(3) 企画提案公募申請書等の提出

ア 受付期間 公募開始日～令和8年3月 9 日(月) 15時必着

イ 提出先 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県庁8階沖縄県商工労働部産業政策課(担当:佐久川)

ウ 提出方法 持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は簡易書留等到着確認が可能な手段をとるものとし、受付期間内に到着するよう送付すること。

9 提出書類及び提出部数等

(1) 提出書類及び提出部数

① 申請書類【提出部数:7部(正本1部(片面印刷)、写し6部(片面印刷))】

ア 企画提案応募申請書 【様式1】

イ 会社概要表 【様式2】

※ コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。

- ウ コンソーシアム構成書(コンソーシアムの場合に限る) 【様式3】
- エ 事業計画書 【様式4】
- ※ 審査員が容易に理解できるよう、図表を多く用いるなど工夫し、説明は簡潔にすること。
- オ 経費見積書 【様式5】
- ※ 当補助金は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の課税対象外(不課税)となるため、補助対象経費は全て消費税等を控除した「税抜額」で積算すること。
- カ その他提案に関する資料(企画提案書添付資料等)
- ※ ア～カを一連にして7部(片面印刷)作成し、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、1部ずつフラットファイルに綴って提出すること。
- ※ 押印を要する様式については、正本1部に押印し、他6部はそのコピーを用いること。
- ② 添付書類【提出部数:2部(正本1部(片面印刷)、写し1部(片面印刷))】
- ア コンソーシアム協定書(コンソーシアムの場合に限る) (任意様式)
- イ 委任状(コンソーシアムの場合に限る) 【様式6】
- ウ 誓約書 【様式7】
- エ 定款及び寄附行為(法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの)
- オ 応募者の概要が分かるもの(会社案内等)
- カ 直近3事業年度の決算報告書(貸借対照表、損益計算書等)又はこれに類する書類
- キ 直近3年間の県税、消費税及び地方消費税について滞納がないことを確認できる書類
- ク 労働保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していることが確認できる書類(加入義務がない場合を除く)。なお、社会保険に加入義務がない場合は、その理由に関する申出書【様式8】を提出すること。
- ※ 上記ウからクの資料について、コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること。
- ※ キ及びクの書類については、様式7:別添「参加資格要件確認書類」を参照のこと。
- ※ ア～クを一連にして2部(片面印刷)作成し、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、1部ずつフラットファイルに綴って提出すること。
- ※ また、押印を要する様式については、正本1部に押印し他はそのコピーを用いること。

③ その他書類【提出部数:1部】

ア 申請受理票 【様式9】

※ 提出書類受理確認後、当該受理票を返戻する。

イ 質問書 【様式10】

ウ 参加意志表明書 【様式11】

(2) 事業計画書に記載する内容については、当補助事業の基本的な方針となるため、経費見積書の積算見積金額で実現が確約できることのみ表明すること。

なお、補助事業者の選定後であっても、応募者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合は、補助金の交付決定を行わないことがある。

10 スケジュール

日 程	内 容
令和8年2月 17 日(火)～3月9日(月)	公募期間
令和8年2月 26 日(木)15 時(必着)	質問受付期限
令和8年3月 2日(月)15 時(必着)	参加表明期限
令和8年3月 9日(月)15 時(必着)	提出書類受付期限
令和8年3月 12 日(木)(予定)	一次審査結果通知
令和8年3月 16 日(月)(予定)	二次審査会開催日
令和8年4月 1日(水)(予定)	二次審査結果通知

11 補助事業者の選定

(1) 選定の方法

ア 沖縄県商工労働部に設置する補助事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、企画提案書及び応募者のプレゼンテーションに基づき審査を行い、補助事業者の採択を内定する。

イ 企画提案の審査は、提出された書類に基づく書類審査を行い(一次審査)、一次審査に合格した応募者を対象に、選定委員会において応募者によるプレゼンテーション審査を行う(二次審査)。なお、プレゼンテーションについては、提出期限までに提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。

ウ 審査にあたり、事前に沖縄県職員をもって、企画提案の内容を確認するための聴き取りをさせることがある。

エ 選定委員会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。

オ 選定委員会により選定した補助事業者が辞退した場合、又は、沖縄県との交付に関する協議が整わなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。

カ 一定水準を満たした企画提案がない場合、該当者なしとする場合がある。

(2) 主な評価項目

ア 適合性

事業の趣旨と企画提案のコンセプトが合致していること。

イ 実現性

企画提案の内容や事業実施の方法が妥当であり、専門的知見、実施体制、財政基盤など必要な業務遂行能力を有していること。

ウ 具体性

事業を効果的に実施するための企画提案の内容や事業実施の方法について、具体性のある事業計画であること。

エ 妥当性

事業を実施するに当たり、妥当な積算となっていること。

(3) 二次審査の概要

ア 日時:令和8年3月 16 日(月)(予定)

イ 場所:沖縄南部合同庁舎内会議室またはオンライン(オンライン開催の場合はZOOM)(予定)

ウ 説明内容: 提出した書類に基づき行うこと。

エ 説明者: 1応募者当たり2名以内

オ 説明時間: 1応募者当たり 10 分程度、質疑 10 分程度を想定。

カ 結果の通知

二次審査結果は、沖縄県から電子メールで送信後、追って書面にて通知する。

12 補助金の交付申請から支払いまでの流れ

(1) 交付決定に係る手続き

採択された事業者は、県に補助金の交付申請を行う。県は、当該申請について審査し、適当と認めたときは、交付決定を行う。

(2) 補助金の支払方法

事業実施後、補助事業者から提出される実績報告書を基に、補助事業者が業務の実施に要した経費等から支払うべき額を確定する「精算」の方法をとる。なお、交付決定後、補助金額の一部について概算払請求を行うことができる。

13 その他

(1) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

- イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 公募要領に違反すると認められる場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
 - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
 - キ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、軽微な変更を除き、原則として認めない。
- (4) 企画提案応募申請書等の作成に要する経費等、本事業の応募に要した経費については、応募者の負担とする。
- (5) 提出された企画提案応募申請書等については返却しない。
- (6) 今回の公募は、補助事業者の優先順位を決定するものであり、補助金の交付を保証するものではない。
- (7) 補助事業者の選定に関する審査内容や経過等については公表しない。
- (8) 審査の結果については、企画提案応募申請書を提出した者に対して文書で通知する。
- (9) 本件について検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県(産業政策課)と補助事業者が別途協議して決めるものとする。
- (10) その他詳細は、別添要綱及び実施要領による。

【問い合わせ及び提出先】

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県庁8階沖縄県商工労働部産業政策課(担当:佐久川)

TEL:098-866-2330 FAX:098-866-2440